

# 兵庫県臨時的任用職員（県民生活部県民躍動課） 採用選考案内

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 受付期間 | 令和8年4月15日（水）～令和8年4月24日（金） [必着] |
| 試験日  | 令和8年4月28日（火）                   |
| 任用期間 | 令和8年5月13日（水）～令和8年9月18日（金）      |
| 勤務場所 | 兵庫県県民生活部県民躍動課（兵庫県庁第2号館11階）     |

## 1 募集職種、採用予定人員等

| 職 種   | 募集人員 | 主な職務内容   |
|-------|------|--|
| 総合事務職 | 1名   | ・生活創造センター（神戸生活創造センター、東播磨生活創造センター、丹波の森公苑）の管理運営に関すること<br>・ひょうごラジオカレッジに関すること<br>・生活情報プラザ（北播磨、中播磨、西播磨、但馬、淡路）に関すること |

## 2 受験資格

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれか（下記に）該当する者
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）

## 3 申込方法

- (1) 申込方法
  - ア 申込締切日までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「臨時的任用職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参又は郵送してください。
  - イ 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内をメールでお送りしますので、受験申込書にメールアドレスを必ず明記してください。受信設定が必要な場合は、[pref.hyogo.lg.jp](mailto:pref.hyogo.lg.jp) を受信できるようにしてください。
- (2) 申込先・問い合わせ先  
兵庫県県民生活部県民躍動課（兵庫県庁第2号館11階） 担当：小田  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
TEL：078-341-7711（内線73032）

## 4 選考試験方法

### (1) 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

〈面接試験〉

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。(20分程度)

### (2) 面接試験日

令和8年4月28日(火)

### (3) 試験会場

兵庫県庁2号館11階会議室

## 5 合格発表

5月1日(金)に合格者には電話で連絡します。不合格者への連絡は行いませんのでご留意ください。

## 6 任用期間

令和8年5月13日(水)から令和8年9月18日(金)まで

## 7 勤務条件等

### (1) 月額給与(給料+地域手当)

給料は、行政職1級の給料表が適用されます。

| 区分  | 月 額   |
|-----|---|
| 高校卒 | 226,129円(給料月額206,700円、地域手当19,429円[9.4%])～※1 |
| 大学卒 | 259,934円(給料月額237,600円、地域手当22,334円[9.4%])～※1 |
| 上 限 | 293,520円(給料月額268,300円、地域手当25,220円[9.4%])    |

※1 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※2 給料月額額の算定は、採用手続時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

### (2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※ 給与改定によって手当額が変わることがあります。

### (3) 勤務時間

週38時間45分(7時間45分×週5日)

### (4) 休暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大7日となります。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度(有給/無給)の適用があります。

### (5) その他

- ア 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- イ 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。